

平成15年度 活動報告

平成 1 6 年 2 月 2 0 日

国際知的財産保護フォーラム

1. メンバー数 (平成16年2月20日現在)

74団体、87企業 合計 161

2. 会議

(1) 企画委員会

日時：平成15年 3月28日(金) 10:00～12:15

場所：発明協会

議事：平成15年の活動について

今後の企画委員会における審議事項について

(2) 企画委員会

日時：平成15年 6月 9日(月) 15:30～17:45

場所：発明協会

議事：平成15年の活動について

プロジェクトメンバーの追加募集について

(3) 企画委員会

日時：平成15年12月19日(金) 9:00～10:50

場所：発明協会

議事：中国ミッションフォローアップについて

フォーラムの活動状況について

(4) 企画委員会

日時：平成16年 1月28日(水) 15:00～17:00

場所：発明協会

議事：平成15年度総会の開催について

フォーラムの活動状況について

3. プロジェクト活動

(1) 第1プロジェクト(「ミッションフォローアップ及び知財侵害対策戦略の検討」)

第1プロジェクトの活動とその背景

平成14年12月の知的財産保護官民合同訪中代表団(官民合同ミッション)の派遣以降、中国では「特許法実施細則」(2003年2月1日施行)「著名商標の認定と保護に関する規定」(2003年6月1日施行)「マドリッド国際商標登録実施弁法」(2003年6月1日施行)といった知的財産に関する法律の制定・改正の動きがあった。

また、ソフトウェアについては、2003年6月に「海賊版ソフトウェア撲滅実施法案」が公布され、関係部門と連携した海賊版ソフトの一掃に乗り出している。

しかしながら、上記のような中国側の取り組みにもかかわらず、依然としてわが国をはじめとした世界各国が、中国における知的財産権侵害の問題について高い関心を寄せており、政府レベルでの2国間あるいはWTO等の多国間協議の場における、運用の改善などの要請に加えて、各業界団体においても個別問題解決のための要請ミッションの派遣や、人材育成支援などの取り組みを推進しているところである。

このような中、知的財産の保護に関し、中国における適確な運用を働きかけるためには、わが国に民間としても、継続的な取り組みや、個別具体的な事例の情報を提供し、問題解決に向け協調して行うとの姿勢を示すことが極めて重要となっている。

このため、第1プロジェクトとしては、本年度の活動の重点を平成14年の官民合同ミッションで要請した事項について、ミッション派遣後に行われた法律の制定・改正により何らかの変化・改善が見られたかどうかを確認すること、引き続き運用面において課題・問題となっている点や、新たな問題などを把握することに置き、メンバー企業に対するアンケート調査に加え、事例に関するヒアリング調査を実施するとともに、その分析結果を踏まえ、中国の知的財産保護強化を促進させるための今後の対応策について、検討することとした。

活動記録

プロジェクトメンバー

幹事：日本知的財産協会

副幹事：日本貿易振興機構

メンバー：石川島建機、インターロック、荏原製作所、キヤノン、コニカミノルタテクノロジー、コンテンツ海外流通促進機構、三洋電機、資生堂、食品産業センター、セイコーエプソン、全国陶磁器意匠保護協議会、全日本文具協会、ダイキン工業、タニタ、電子情報技術産業協会、鳴海製陶、日本印刷産業連合会、日本機械輸出組合、日中経済協会、日本自動車工業会、日本商工会議所、日本照明器具工業会、日本石材産業協会、日本繊維輸出組合、日本知的財産協会、日本釣用品工業会、日本電機工業会、日本電球工業会、日本陶磁器意匠センター、日本時計協会、日本船用工業会、日本バルブ工業会、日本ベアリング工業会、日本弁理士会、日本包装機械工業会、

日本貿易振興機構、ノリタケカンパニーリミテド、パラマウントベッド、ビジィ社機械・情報システム産業協会、日立化成工業、日立製作所、富士通、富士琺瑯工業、ブリヂストン、マイクロソフトアジア、松下電器産業、三菱電機、ユアサコーポレーション、ユニ・チャーム、リコー、リンナイ

以上、24社・26団体

）活動概要

（ア）第1回会合（7月31日）

昨年度、フォーラム第1プロジェクトが実施したアンケート結果概要の報告、官民合同中国ミッション後の主な活動状況等説明、本年度第1プロジェクト活動についての説明を行った後、本年度第1プロジェクトのアクション・アイテムとスケジュール、アンケート案についてディスカッションを行った。

なお、今後の作業は、2つのワーキング・グループを設け、アンケート作成、実施、集計、分析、要望書草案作成を推進すべく決定した。

（イ）WG-A 上記第1回会合以降、アンケート調査票につき関係者間でメール協議 （9月1日）アンケート調査実施

（ウ）WG-B（9月22日～）関係者によるアンケート集計 （10月15日）アンケート集計概要報告とアンケート分析法の協議 以後、サブWG毎に分析、取り纏め （11月28日）アンケート分析結果報告、要望概要報告と審議

（エ）第2回会合（12月17日）企画委員会へ提案する「アンケート集計結果概要案」 及び「要望書案」につき、メール審議

）活動結果

（ア）フォーラムのメンバーに対して、平成14年の官民合同ミッション派遣以降の、特に運用面での改善度、被害状況等について、アンケート調査を実施し、課題を抽出した。

（イ）上記アンケート分析結果をもとに、わが国産業界から日本政府として中国政府へ要望すべき事項を取りまとめた要望書を作成した。

（ウ）上記要望書を取りまとめる過程で、中国に対してのWTO/TRM（経過的審査メカニズム）のレビューに際し、わが国産業界として同国の制度及び罰則・取締り等の運用面について、国際基準に照らして問題と思われる改善要望事項を、日本政府へ伝えた。

(エ) アンケート分析結果に基づき、フォーラムとして、平成14年のミッションをフォローアップするとともに、新たな問題解決の要請を目的とした調査団を中国に派遣するなどの対応策を検討した。

(オ) 官民合同の調査団ミッション派遣については、平成16年5月前半の実現が決定されており、現在のところ専門家によるレビュー、中国に対する要望・事例の取りまとめなど所要の準備作業を推進しているところである。

(2)第2プロジェクト(未派遣国・地域に関するミッション派遣検討プロジェクト)

第2プロジェクトの活動とその背景

国際知的財産保護フォーラムでは、平成14年12月1日～7日にかけて、知的財産政策及び取締りに関係する各機関への具体的な要請や活発な意見交換による協力関係の構築を目指し、国家指導者、主要関係機関等との高次元な直接対話を行うことを目的として、知的財産保護官民合同訪中代表団を派遣した。

こうした取り組みは、従前、個々の企業・団体における活動を超え、成果を挙げてきたところであるが、中国ミッション後の同国における被害状況フォローアップとともに、他の国・地域へミッションを派遣し、関係機関等に対して規制の徹底を要請することや、模倣品等知的財産権侵害問題の解決に向けた協調を図る動きを活性化していくことが必要となっている。

そこで、第2プロジェクトにおいては、中国以外の国・地域に関する官民合同ミッションの派遣について検討すべく、平成15年度は、以下のとおり活動した。

活動記録

）概要

ミッション未派遣国・地域における知的財産侵害問題の解決に向けたミッションに関し、メンバーニーズを調査した。

）プロジェクトメンバー

幹事代行(副幹事): 発明協会

メンバー: オムロン、コクヨ、コンテンツ海外流通促進機構、資生堂、セイコーエプソン、日本印刷産業連合会、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会、日本繊維輸出組合、日本知的財産協会、日本船用工業会、日本ベアリング工業会、日本弁理士会、日本貿易振興機構、発明協会、ビジ叔機械・情報システム産業協会、ブリヂストン、ポーラ化粧品本舗、マイクロソフト

以上、7社・12団体

）活動結果

(ア) 第1プロジェクトがミッションフォローアップのために実施したアンケートにおいて、平成14年に官民合同ミッションを派遣した中国以外の国・地域における知的財産侵害問題の解決に向けたミッションに関し、メンバーニーズを調査した。

(イ) アンケート結果から、台湾・韓国をはじめとしたアジア・中近東諸国などへのミッション派遣、あるいは同ミッションへの参加を望む声は寄せられたものの、具体的な事例をもって効果的な要請を行うための規模ではなかったことから、本年度の具体的な検討や活動の実施は、見送ることとした。

(3)第3プロジェクト(情報交換プロジェクト)

第3プロジェクトの活動とその背景

模倣品等知的財産権侵害問題が深刻の度合いを増しつつある状況の下、企業・団体において独自の取り組みが進むにつれ、より具体的な対応策に関する情報の入手が不可欠となっている。しかし、個別に蓄積された経験だけでは十分とは言えず、各企業・団体間の情報共有によって、取り組みの強化を図る必要がある。

こうしたことから、第3プロジェクトでは、模倣品対策等の実務体験について積極的な情報交換・議論を通じ、参加メンバーの知的財産問題の取り組みにおけるレベルアップを目的として、知的財産の保護に関する意識の向上と情報共有をすすめてきた。

平成15年度の当プロジェクトにおいては、活発な情報交換・意見交換の場とすることを重点課題とし、個々の参加者が自らの抱える具体的な問題・事例についての議論を参加者間で行うべく、複数のテーマを設定し、少人数でのディスカッショングループにより以下の活動を行った。

なお、一般情報の入手を求めるメンバーに対しても、テーマ別会合における議論の内容を全体会合にて可能な限りフィードバックし、そのニーズに応えることとしている。

活動記録

)概要

メンバー間の情報交換を促進すべく、スモールグループによるディスカッションを中心とした個別テーマ毎の研究・意見交換を行った。

)プロジェクトメンバー

幹事：日本貿易振興機構

副幹事：日本弁理士会

メンバー：旭化成株式会社、石川島播磨重工業、イトーキクレピオ、LVMH モエ ヘネシー・ルイヴィトン・ジャポン、エルメスジャポン、遠赤外線協会、岡村製作所、カネボウ、国際公正取引推進協会、国際デザイン交流協会、小松製作所、シャネル、JUKI、食品産業センター、住友重機械工業、セイコーエプソン、全国優良石材店の会、全日本ブラシ工業協同組合、全日本文具協会、全日本ベッド工業会、ドアクローザ工業会、東レ、日本オフィス家具協会、日本玩具協会、日本化粧品工業連合会、日本産業機械工業会、日本石材産業協会、日本繊維輸出組合、日本曹達、日本知的財産協会、日本電機工業会、日本電気制御機器工業会、日本船用工業会、日本ベアリング工業会、日本弁理士会、日本貿易振興機構、日本包装機械工業会、ビジス機械・情報システム産業協会、日立化成工業、日立金属、日立建機、富士ゼロックス、プラザー工業、ポーラ化粧品本舗、松崎、松下電工、ライオン、ワールドケミカル以上、24社、22団体

）活動結果

(ア) 全体会合（ 8月25日）

「知的財産推進計画」について、内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官 久貝卓氏より紹介がなされ、意見交換等を実施。併せて、第3プロジェクトの本年度活動・運営方針についての説明と協議を行い、今後の活動に向けて、テーマ別会合参加希望のアンケート実施を決定。

(イ) テーマ別会合

プロジェクトメンバーに行ったアンケート結果を踏まえ、「税関における模倣品の水際取締」、「中国代理人の活用」、「アライアンス」、「技術流出防止」、「現地従業員の育成」の5テーマを設定。テーマ毎にメンバー編成を行い、意見交換会を実施した。

(a) 税関における模倣品の水際取締

メンバー：エルメスジャパン、岡村製作所、国際公正取引推進協会、小松製作所、住友重機械工業、セイコーエプソン、石材産業協会、全国優良石材店の会、全日本玩具協会、全日本文具協会、全日本ベッド工業会、日本制御機器工業会、日本ベアリング工業会、日立建機、ポーラ化粧品本舗、松崎（8社・8団体）

- ・ 第1回会合（10月 3日）
- ・ 第2回会合（11月 6日）
- ・ 第3回会合（12月26日）
- ・ 第4回会合（ 2月13日）

(b) 中国代理人の活用方法

メンバー：旭化成、小松製作所、JUKI、セイコーエプソン、全日本文具協会、日本ベアリング工業会、日立建機、ポーラ化粧品本舗、松崎、ライオン

- （8社・2団体）
- ・ 第1回会合（10月15日）
 - ・ 第2回会合（11月20日）
 - ・ 第3回会合（ 2月10日）

(c) アライアンス

メンバー：小松製作所、JUKI、セイコーエプソン、全日本文具協会、日本制御機器工業会、日本ベアリング工業会、日立建機、松下電工

- （5社・3団体）
- ・ 第1回会合（10月15日）
 - ・ 第2回会合（11月26日）

(d) 技術流出防止

メンバー：石川島播磨重工業、小松製作所、日本制御機器工業会、日立建機、松崎、松下電工、ライオン（6社・1団体）

- ・ 第1回会合（11月26日）
- ・ 第2回会合（2月2日）

(e) 現地従業員の育成

メンバー：小松製作所、日立建機、松崎、松下電工、ライオン（5社）

- ・ 第1回会合（1月20日）
- ・ 第2回会合（3月上旬実施予定）

(ウ) 各テーマ別に、個別の企業・業界の模倣品等知的財産権侵害対策の具体的な情報や成果についてメンバー間での情報交換・共有が図られると共に、業種横断的な情報交換・研究のための枠組みが構築され、各社・団体における取り組み強化につながった。

(エ) 「アライアンスの形態・項目別の実施可能性」について整理を図った。また、「秘密情報の管理チェックシート」について作成中。

(オ) 各テーマ別会合の内容については原則非公開としているが、上記成果については、次回の第3プロジェクト全体会合（平成16年3月開催予定）において、テーマ別会合不参加企業・団体に対してフィードバックするほか、フォーラムホームページへの掲載など、情報共有化の促進を図る予定である。

(4)第4プロジェクト(協力プロジェクト)

第4プロジェクトの活動とその背景

近年の模倣品等知的財産権侵害品は、アジア諸国をはじめ世界中に広がりを見せており、その被害規模は、国際経済の健全な発展の視点からも看過できない程度にまで達している状況にある。

官民挙げての模倣品等知的財産権保護強化が推し進められる中、模倣品等知的財産権侵害に関係する国・地域における根本的な問題解決のためには、各国・地域の政府に対する取締強化等の要請に加え、知的財産権制度の発展を担う人材(行政官、裁判官、企業)の育成に対する協力や、各国・地域の国民各層を対象として知的財産を尊重する土壌を育み、包括的・草の根的に知的財産の重要性を普及啓発することが重要であるとの認識が国際的に高まっている。

とりわけ、我が国企業の被害が顕在化している中国に対しては、先進諸国から知的財産保護及び制度の運用に関する問題点等が指摘されており、知的財産に関する南北問題へと発展することを憂慮しているWIPOの要請を受け、中国政府は2003年の世界知的財産権デー(4月26日)にあわせて、北京でIPサミットの開催を検討するなど、エンフォースメントの強化、知的財産の適切な保護に向けた取り組みへの機運が高揚しつつある。

国際知的財産保護フォーラムにおいては、平成14年の設立時より、こうした問題を解決するための効果的な施策等に反映させるべく、第4プロジェクトにおいて、各国・地域の国民各層のIP意識高揚に向けた具体案等を検討し、日本政府に対する知的財産権問題への対応に関する提言において、知的財産の重要性を普及啓発するための施策を広く網羅的に展開するが必要であり、児童生徒に対するIPカルチャー教育が不可欠であることを指摘したところである。

我が国では、平成15年度特許庁事業の中で、21世紀の技術開発を担うことが期待される青少年をはじめとして、広く国民一般に対して、IPカルチャーの普及啓発を図ることを目的とした「IPカルチャー普及啓蒙事業」が推進されるとともに、民間団体の取り組みとして発明協会において、IPカルチャーの国際的・包括的・草の根的な醸成に向けた枠組みづくりのために世界10カ国より10のIP関連団体の参加を得て、発明奨励国際協力フォーラムが開催された。

同フォーラムにおいては、国際的・草の根的なIPカルチャーの普及啓蒙活動の象徴的な事業として、平成16年度に発明協会創立100周年記念事業の一環として開催される世界青少年発明工夫展に引き続き、2005年においてはマレーシア及びシンガポールの協力による世界展開催を承認し、同展を今後、継続的に実施することや、10カ国を母体として発明奨励国際フォーラム(IFIP)を創設し、世界展開催に合わせ、IPカルチャーの普及啓蒙促進会議を毎年開催することが決定されるなど、国際的に協調した取り組みが推進され、活動が本格化した、まさしく「IPカルチャー元年」を迎えた。

また、こうした流れを受け、本年5月に発明協会創立100周年記念事業の一環として、国際シンポジウムを開催し、IPカルチャーに対する各国の理解と尊重を図るための東京宣

言を発出することを検討している。

こうした中、平成15年度の当プロジェクトにおいては、内外政府及び関係機関・団体との連携を深め、国際的な知的財産保護がさらに強化されるよう、IPカルチャーの普及啓発活動を促進することを重点課題として以下の活動を行った。

活動記録

）概要

昨年に引き続き、IPカルチャーの国際的・包括的・草の根的な普及啓発を促進、及び政府関係者等に対する人材育成事業のあり方を検討し、さらには、諸外国関連団体との連携・情報交換の取り組みを推進した。

）プロジェクトメンバー

幹事：発明協会

メンバー：東陶機器、日本産業機械工業会、日本繊維輸出組合、日本たばこ産業、日本知的財産協会、日本弁理士会、日本縫製機械工業会、発明協会、マイクロソフト
以上、3社・6団体

）活動結果

(ア) 本年のプロジェクト活動内容についてメールベースで協議し、これまでわが国民間が行ってきた知的財産権保護に係る普及啓発の実態を調査するため、フォーラムメンバー企業に対するアンケートの実施、及び昨年に引き続きWIPOジャパンファンド研修「執行コース」へ協力することを確認した。

(イ) 第1プロジェクトがミッションフォローアップのために実施したアンケートにおいて、わが国民間企業等が行っている普及啓発活動に関する調査を実施し、今後の模倣品等知的財産権侵害問題の解決に向けた官民の取り組みに反映させるべく分析を行った。

(ウ) WIPOジャパンファンド研修「執行コース」カリキュラムへの講師派遣に協力すべく、BSA(Business Software Alliance)と連携し、トーマス・ロバートソン副会長による「アジアにおけるソフトウェアの保護」と題した講義を行うとともに、メンバーを代表し、フォーラム副座長である発明協会吉田文毅副会長・理事長による「IPカルチャーの国際的・草の根的・包括的な普及について」の講演を行い、途上国取締官とのディスカッションを通じた、良好な相互信頼関係の構築を図った。

(エ) 会合(12月12日)

9月に実施したアンケート結果及び分析結果並びに10月に行った「執行コース」における講演の概要を報告した。

また、わが国企業の取り組み実態を踏まえ、今後の海外における知的財産権保護のための普及啓発活動のあり方を検討し、当該国・地域のニーズを把握し的確かつ戦略的な計画を策定することの必要性を確認した。